

青森市民図書館電算システム運用委託業務及び貸借業務公募型プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 業務名称

青森市民図書館電算システム運用委託業務及び貸借業務

(2) 実施主体

青森市教育委員会

(3) 業務内容

別紙1「青森市民図書館電算システム運用委託業務及び貸借業務基本仕様書」のとおり

(4) 業務期間

① 青森市民図書館電算システム運用委託業務及び貸借業務

契約締結日から令和12年10月14日（月）まで

② 青森市民図書館電算システムデータ移行作業業務

契約締結日から令和7年10月14日（火）まで

③ 青森市民図書館電算システム本稼働日

令和7年10月15日（水）

④ 青森市民図書館電算システム運用委託及び貸借期間

令和7年10月15日（水）から令和12年10月14日（月）まで

(5) 業務に係る提案上限額

180,536,000円（消費税及び地方消費税を含む）

① 提案上限額には、令和7年10月から本稼働する図書館システム及び機器の調達・初期設定・設置、データ移行、操作研修、稼働立会、業務期間終了までの機器等の貸借費用、システム利用料、ハードウェア保守費用、ソフトウェア保守費用等の全ての経費を含む。

② この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであり、今後、市で定める予算額及び優先交渉権者決定後に締結する契約での額とは異なる場合がある。なお、契約金額支払い時期及び方法は別途契約書で定める。

③ 本業務に係る見積書を提出する際は、この金額を超えてはならない。

④ 本稼働までに要する導入費用は、本稼働後に平準化した上で貸借費用と合わせて支払うものとする。

(6) 支払方法

令和7年10月から令和12年10月までの毎月末締め翌月払い（60回）とする。

(7) 問合せ及び書類提出先

① 担当者

青森市教育委員会事務局 青森市民図書館

総務管理チーム 担当 鈴木名（すずくな）、西田（にした）

② 住所

〒030-0801

青森市新町一丁目3番7号

③ 電話 017-776-2455（代表）

④ FAX 017-776-2400

⑤ メールアドレス info@city.library.aomori.aomori.jp

⑥ 受付日及び時間 次に記載する日を除く 9時から17時まで

ア 土曜日、日曜日、祝日

イ 年末年始

令和6年12月28日（土）から令和7年1月5日（日）まで

ウ 休館日

令和7年1月8日（水）

2 応募資格

公募型プロポーザルに応募する者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募申込書提出の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 応募申込書の提出期限から受注者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (6) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
 - ① 全ての構成員が、上記（1）から（5）までに掲げる条件を満たしていること。
 - ② 構成員が本業務における他の共同事業体の構成員として、又は単独に本プロポーザルに応募していないこと。
 - ③ 構成員が代表構成員に青森市と折衝する行為等を委任していること。
 - ④ 本プロポーザルの応募申込書の提出時より前に共同事業体を成立させていること。
 - ⑤ 業務完了時まで代表構成員の変更がないこと。
 - ⑥ 本プロポーザルの応募申込書の提出時から契約締結時までは構成員の変更がないこと。

3 スケジュール

	内 容	日 程
1	実施要項及び仕様書の公表	令和6年12月12日（木）
2	質問の受付	令和6年12月12日（木）から 令和6年12月19日（木）12時まで
3	質問の回答	令和6年12月26日（木）17時まで
4	応募書類の提出期限	令和7年 1月17日（金）15時まで
5	選定結果通知	令和7年 2月下旬
6	契約締結	令和7年 3月下旬

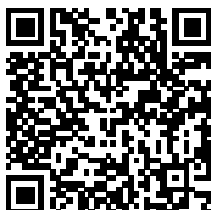
4 実施要項及び仕様書の配布

次のホームページからダウンロードすること。

- ・ 青森市役所ホームページ <https://www.city.aomori.aomori.jp/jigyosya.html>
- ・ 青森市民図書館ホームページ <https://www.library.city.aomori.aomori.jp/acl/>

青森市役所ホームページ

青森市民図書館ホームページ



5 質問の受付と回答

（1）提出方法

青森市民図書館電算システム運用委託業務及び貸借業務公募型プロポーザル質問書（様式第1号）を作成し、電子メールにより提出すること。電子メール以外の方法は受け付けない。

① 電子メールアドレス

info@library.city.aomori.aomori.jp

② メールの件名

「青森市民図書館電算システム運用委託業務及び貸借業務公募型プロポーザルの質問」とすること。

③ 受付期間

上記「3 主なスケジュール」の「2 質問の受付」記載の期間

（2）回答方法

上記「3 主なスケジュール」の「3 質問の回答」記載の期限までに、青森市民図書館ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容によって質問者が特定される場合は、質問者に対してのみ電子メールにより回答する。

6 応募書類

(1) 提出書類

No	応募書類	様式	部数	○：要提出	
				単独 提案	共同 提案
1	青森市民図書館電算システム運用委託業務 及び貸貸借業務公募型プロポーザル 応募申込書	第2号	正本1	○	○
2	青森市民図書館電算システム運用委託業務 及び貸貸借業務公募型プロポーザル 誓約書	第3号	正本1	○	○
3	青森市民図書館電算システム運用委託業務 及び貸貸借業務公募型プロポーザル 共同事業体結成届	第4号	正本1	—	○
4	青森市民図書館電算システム システム要求機能一覧表	第5号	正本1	○	○
5	見積書	任意	正本1	○	○
6	「地方税」「法人税」「消費税及び 地方消費税」の未納の税額が無いこと の証明書	国税 様式等	正本1	○	○
7	参加事業者の経営状況が分かる資料 (直近の決算書等)	任意	正本1	○	○
8	参加事業者の事業内容が分かる パンフレット等	任意	正本1	○	○
9	企画提案書	任意	正本 1 副本 1 2	○	○

(2) 提出書類の留意事項

① 様式第4号

構成する全ての団体の経営状況を説明する書類を提出すること。

② 様式第5号

次の記入要領により、「対応」「カスタマイズ費用」を記入すること。

区分	記入要領
対 応	次のいずれかの記号を記入すること。 「○」 パッケージの標準機能（開発を伴わない標準オプションのアドオン等を含む。）により要件を実現できる。 「△」 現在は機能を有していないが、提案額内でカスタマイズや別ツールの利用により要件を実現できる。 「×」 要件を実現できない。
カスタマイズ費用	「対応」に「△」を記入する場合は、カスタマイズに要する金額を必ず記入し、カスタマイズに要する費用が0円の場合は0円と記入すること。また、記入した金額を提案額に含むこと。

③ 企画提案書

ア 副本は、企画提案者が推測されないよう、法人又は共同事業体の名称を記載しないこと。

イ 記載方法は、別紙2「企画提案書の作成について」及び別紙3「青森市民図書館電算システム運用委託業務及び貸貸借業務公募型プロポーザル選定基準」（以下「選定基準」という。）によること。

④ その他

ア 社会福祉法人その他の団体にあつては、当該書類に準ずる書類を提出すること。

イ 経営状況を確認するため、追加書類の提出を求める場合があること。

(3) 提出期限 令和7年1月17日（金）15時（必着）

(4) 提出方法 郵送（特定記録郵便等）又は持参により提出すること。

(5) 提出先

① 郵送

上記1（8）「問合せ及び書類提出先」へ送付すること。

② 持参

青森市民図書館8階カウンターへ提出すること。

7 辞退

青森市民図書館電算システム運用委託業務及び貸貸借業務公募型プロポーザル応募申込書（様式第2号）提出後に本プロポーザルへの応募を辞退するときは、青森市民図書館電算システム運用委託業務及び貸貸借業務公募型プロポーザル辞退届（様式第6号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年1月16日（木）17時（必着）

(2) 提出方法

郵送（特定記録郵便等）又は持参により提出すること。

(3) 提出先

上記6（5）に同じ

(4) 応募書類の返却

提出された応募書類は返却しない。

8 審査・評価

(1) 審査及び評価の方法

本プロポーザルの評価は、青森市民図書館電算システム運用委託業務及び貸借公募型プロポーザル選定委員会において、選定基準に基づき行う。合計点の最も高い者が2者以上の場合は、機能要件（審査項目）における点数が高い提案者を上位とする。

(2) 優先交渉権者の選定

- ① 上記（1）の評価の結果、合計点が最も高い提案を最優秀提案とし、この提案をした者を優先交渉権者として選定する。ただし、最優秀提案及び優先交渉権者の選定後に不測の事態等が生じた場合は、次点の審査・評価を得た提案を最優秀提案及び優先交渉権者に繰り上げる。
- ② 参加者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合、最低基準点又は審査項目のいずれかの評価点が2割以下であれば優先交渉権者として認めないものとする。

(3) 最低基準点について

- ① 優先交渉権者への業務委託が効果的なものとなるか否かを判断するため、最低基準点を設ける。
- ② 各審査委員の基準点（70点）を合計した点（満点）の6割を最低基準点とする。
- ③ 最低基準点を下回る又は審査項目のいずれかの評価点が2割以下である企画提案者は、優先交渉権者とししない。

(4) 選定結果

選定結果は選定審査終了後、自己の結果のみを企画提案者に書面で通知する。審査内容及び選定結果に対する問合せ及び選定結果に対するいかなる異議申立も受け付けない。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① 本要項に定めた応募資格要件を満たしていない場合
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 応募書類に不足があった場合
- ④ 本要項等 に示された提出期限、提出方法、提出先及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑤ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑥ 見積額が提案上限額を上回る場合

9 契約手続

優先交渉権者と企画提案書等について協議の上、地方自治法第234条に定める随意契

約の方法によって委託契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは審査委員会による審査結果の順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。協議の内容によっては、提案内容の一部を変更することができる。

契約の締結にあたっては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、青森市財務規則第134条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、これに準じて契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

10 その他留意事項

- (1) 応募書類の作成、提出及び契約締結の協議等に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (2) 企画提案等は、1法人（又は1共同事業体）につき1件とする。なお共同提案で参加する者は単独の提案又は他の共同提案に参加することができない。
- (3) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- (4) 提出された応募書類は返却しない。
- (5) 青森市は審査・評価の際に応募書類の複製を作成する場合がある。
- (6) 本プロポーザル及び本業務において青森市から知り得た情報を第三者に漏らし、若しくは本プロポーザル及び本業務手続以外の目的に供し、又は無断で使用することを禁止する。
- (7) 評価結果に対する異議は一切認めない。
- (8) 電子メール等の通信事故及び書類等の郵送・配送途中の事故（郵送・配送の遅延を含む）については、青森市はいかなる責任も負わない。
- (9) 契約締結後であっても、契約締結事業者が談合その他の不正行為に関わった事実が発覚した場合、又は契約締結事業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと青森市が判断した場合は、契約を解除する場合がある。